



## 街区表示板を更新します

街区表示板の設置、交換または撤去のため、私有地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※設置作業員は市が発行する業務委託証明書を携帯しています。

作業期間 8月初旬～12月中旬

実施町名 西十四番町、西十五番町、西十六番町、西二十一番町、西二十三番町

☎市民課 ☎516755

## 国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の申請を忘れずに

病气やけがなどにより、毎月の医療費が高額となる人は、認定証を医療機関の窓口に提示することで、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。また、市民税非課税世帯の人は、入院時の食事代も減額となります。

## 市役所代表

☎23 5111

FAX ☎22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

### ❖お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☑…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

必要な物 ▼国民健康保険被保険者証

▼世帯主と交付対象者のマイナンバーが分かるもの ▼現在お持ちの認定証（認定証を更新する人）

※認定証を更新する人は8月30日（金）までに更新の手続きをしてくださいます。新たに認定証を希望する人は、随時受け付けています。

※国保税を滞納している人には交付できません。

☑国民健康保険課（本館1階☑番窓口） ☎516750

## ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を新たに受けようとする人は申請が必要です

現在該当となっていない人でも、判定年度が変わり、8月から昨年の所得で判定されます。所得の減、扶養人数の増などの理由がある人は、対象となる場合がありますので、窓口でご確認ください。

対象 市内に住所を有する18歳までの子どもがいるひとり親家庭

必要な物 ▼健康保険証（本人と子ども） ▼印鑑（スタンプ印不可）

▼本人と子どものマイナンバーが分かるもの ▼申請者名義の通帳 ▼戸籍謄本（本人と子どもが載っているもの） ※戸籍謄本は有料ですので、窓口で所得の判定を受けてからお取りください。

☑子ども子育て支援課（本館1階☑番窓口） ☎516716

## 介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに

介護施設への入所やショートステイを利用している人が、8月以降も引き続き食費・居住費の負担軽減を受けたい場合には、更新手続きが必要です。利用者負担額は、世帯の課税状況や年金収入額、資産状況などにより判定します。

必要な物 ▼現在お持ちの認定証

▼介護保険負担限度額認定申請書

▼印鑑 ▼本人と配偶者の通帳の写し

申請期限 8月30日（金）

※新たに認定証を希望する人は、随時受け付けています。

☑高齢介護課（本館1階☑番窓口） ☎516722

## 差し押さえした不動産を公売します

☎収納課 ☎516760

番号	不動産の所在	登記地	面積	最低公売価額
1-9	三本木字下平 140番3	宅地	231.55㎡	1,030,000円

▶入札日時 8月27日（火） 午前10時～10時5分

▶場所 市役所別館5階会議室

※物件の詳細内容、図面、写真などは収納課で閲覧できます。

【有料広告欄】

「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申込先

総務課広報男女参画係 ☎516702